

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和5年12月14日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時33分

出席者 委 員 副委員長 市 村 隆
小 平 啓 佑 古 沢 ちい子 大 谷 好 一
針 谷 正 夫 大阿久 岩 人
議 長 中 島 克 訓
傍 聴 者 川 田 俊 介 小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹
大 浦 兼 政 針 谷 育 造 内 海 まさかず
小久保 かおる 青 木 一 男 松 本 喜 一
梅 澤 米 満 広 瀬 義 明 氏 家 晃
福 富 善 明 福 田 裕 司 小 堀 良 江
白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
主 査 小 林 康 訓 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本	真 一
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道 路 河 川 整 備 課 治 水 対 策 室 長	後 藤	春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	阿 部	幸 治
都 市 計 画 課 長	芳 野	英 明
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
公 園 緑 地 課 長	瀬 下	敏 行
建 築 住 宅 課 長	田 村	浩 一
水 道 建 設 課 長	川 又	俊 行

令和5年第5回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

- 令和5年12月14日 午前10時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第 99号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第2 議案第106号 工事請負契約の締結について（平井川排水施設整備工事）
- 日程第3 議案第107号 財産の取得について（平井川第2調節池整備事業用地）
- 日程第4 議案第123号 指定管理者の指定について（栃木市総合運動公園）
- 日程第5 議案第124号 指定管理者の指定について（栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅）
- 日程第6 議案第 89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第7 議案第 94号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（市村 隆君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○副委員長（市村 隆君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○副委員長（市村 隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第99号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） 改めまして、おはようございます。本日の建設常任委員会、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第99号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は24ページ、議案説明書は46ページでございます。

初めに、議案説明書46ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、都市計画法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域を客観的かつ明確に示し、簡易に閲覧できるようにするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。都市計画法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域に係る規定の整備を行うこととあります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、48ページ、49ページを御覧ください。条文の新旧対照表により改正の内容をご説明いたします。改正部分がゴシック、アンダーラインとなっております。まず、第3条中、1行目、

指定する土地の区域の次に「(以下「指定区域」という。)」を加え、次の行、「区域のうち、」を「区域であって、」に改め、3行目、除いたものの次に「のうち、市長が指定するもの」を加えます。

同じく第3条第1項を「建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で、かつ、おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている土地の区域」に改めます。

また、第3条に第2項として、「指定区域の境界は、道路その他の施設、河川、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、町界、字界等により定めるものとする。」、第3項として、「市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。」、第4項として、「指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。」、第5項として、「前2項の規定は、指定区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。」の4項を加えます。

続きまして、第6条中、1行目、「第3条に規定する土地の区域」を「指定区域」に改めます。

それでは、議案書にお戻りいただき、24ページをお開きください。こちらが都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定文でございますが、内容につきましては、ただいまご説明したものとなりますので省略させていただきます。25、26ページの附則を御覧ください。施行期日といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この全体というか趣旨なのですが、これは旧50戸連たんということですか。

○副委員長（市村 隆君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） そのとおりでございます。今まで50メートル離れていて50戸連たんしているというやつが文言で指定されていたものを今回図化するというところでございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 旧50戸連たんと今度この文言でいろいろ書いてあるのですが、大きな比較をして、ここが変わりましたという説明を少しお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） 別に50戸連たんについては変わりはありません。今までそれが文言で指定されていたものなのですから、それを図示化してエリアとして指定するというのが一番の目的でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その文言の中に、指定区域という言葉を使っていますよね。この辺をちょっと細かく説明をお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） この前の議員研究会のほうでもお見せしたと思うのですが、栃木市内の図面のところにこういう枠をくくって、その中が50戸連たんが取れるという枠をもう図面で指定するという形になります。よろしいでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 分かりました。ちょっと確認なのですが、この50戸連たんの中に、これは別かもしれないのですが、学校とか支所とかいろいろあったところに、そこから何キロ以内には50戸連たんが適用になるというようなときもあったような気がするのですが、その辺の関連をお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） 今回の11号については、自己用住宅ということでなっていて、今大阿久委員さんがおっしゃったのは、きっと地区計画に関する住宅系の地区計画であれば、学校から何キロとか、駅から何キロというのはございましたけれども、今回の場合は集落を維持する形のものでございますので、そういうことはございません。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 50戸連たんというのは、うちがきちっと50戸で、当てはまれば50戸連たんはオーケーですよ。では、先ほど言った公民館とか学校の場合は、それはまた別枠なのですか。そこを説明をお願いします。

○副委員長（市村 隆君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） そちらは地区計画制度とあって、そこを地区計画という制度で学校の周り、ちょっとど忘れしてしまったのですが、1キロとか、そういう範囲を大きくくくって良好な区画整理とか、そういうものを用いて住宅を整備していくというのが地区計画でございます。その立地が駅から何キロとか学校から何キロ周辺ということでなっているのが地区計画制度でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） では、50戸連たんと別に、学校とか駅とか何かというキロ数はあるのでしょうか、その辺は50戸連たんとは別枠でありますということで、はい、分かりました。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありますか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。研究会でも説明いただいて、私どもみたいなところというか、うちが建ちにくい地区で、はっきりここだからお宅は駄目だよという非常に分かりや

すい図になったと思っています。ただ、それが実感ですけれども、この1番の中で、5ヘクタール未満という文字が消えたのですけれども、意味に全く変わりはないよというのですが、第3条の新しいほうには、旧では5ヘクタール未満の土地というのがうたわれていますけれども、今度はないということは、5ヘクタール未満だったけれども、その縛りはなくて、もっと広いところでもいいとか、そこの意味がよく分からないのですけれども、全く今までと適用は同じですよということなのですけれども。

○副委員長（市村 隆君） 芳野都市計画課長。

○都市計画課長（芳野英明君） 5ヘクタールというのは、過去に11号の分譲ができたときに大規模開発に該当しない面積として定めたものでございまして、その分譲がなくなりましたので、5ヘクタールという、1戸の住宅の基準でございまして、5ヘクタール1軒で建てるということはあり得ないというふうなことで、5ヘクタールについては削除させていただきました。

○副委員長（市村 隆君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第2、議案第106号 工事請負契約の締結について（平井川排水施設整備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。ただいま上程いただきました議案第106号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は47ページ、議案説明書は82ページから85ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、82ページをお開きください。議案第106号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります。平井川排水施設整備工事請負契約を栃木市河合町8番16号、藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体、代表者、藤田エンジニアリング株式会社栃木支店、支店長、松村勲と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、83ページの参考欄といたしまして、工事名は平井川排水施設整備工事、工事場所は栃木市藪部町4丁目地内です。

工事概要につきましては、まず排水施設といたしまして、排水容量2.3立方メートル毎秒、これは1.15立方メートル毎秒のポンプを2基、口径800ミリメートルの全速全水位型横軸水中ポンプ、除塵設備、受変電設備、非常用発電設備、監視制御設備。地上施設といたしまして、アスファルト舗装、厚さ5センチメートル、556平方メートル、立入防護柵112.8平方メートルの新設工事です。

次に、84ページが位置図、85ページが施設平面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、47ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をいただきたいというものでございます。1、契約の目的につきましては、平井川排水施設整備工事です。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札です。3、契約金額につきましては、4億1,281万9,000円です。4、契約の相手方につきましては、栃木市河合町8番16号、藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体、代表者、藤田エンジニアリング株式会社栃木支店、支店長、松村勲です。

なお、本件の入札に参加した業者数は2者で、落札率は96%です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） よろしく申し上げます。まず、この事業の目的について教えていただけますか。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） まず、栃木市内の事業の概要といたしましては、ご存じのとおり令和元年の東日本台風の豪雨により、巴波川は溢水いたしまして、中心市街地の浸水被害、また永野川は破堤したことで、広範囲に甚大な浸水被害が発生したところでございます。そこで、県では令和元年東日本台風と同程度の洪水に対し、床上浸水被害の解消を目的とした巴波川の地下捷水路、地下トンネルでございまして、整備事業及び永野川の改良復旧事業を現在推進していただいているというところでございます。

市といたしましても、この台風や局地的豪雨等による浸水被害解消のための治水対策を中心市街地における浸水対策及び平井町、菌部町4丁目地内の内水対策についての事業に現在取り組んでいるところでございます。昨年度、令和4年度につきましては、箱森町地内におきまして放水路の整備や、平井町におきましては調節池の整備を実施したところでございまして、今年度、令和5年度につきましては、錦町及び箱森町地内で調節池の整備を2か所、祝町地内の旧下都賀病院跡地におきましては、地下貯留施設、また菌部町4丁目地内におきましては、排水施設の整備を現在進めているところでありまして、全て令和7年度事業完了を目標に、市民や関係機関との連携を図りながら現在推進しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） ということは、内水氾濫を防止するために強制排水するということでよろしいでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 現在、平井町で進めておりますのは、調節池で水をためまして、それをポンプ施設によりまして強制的に本川、永野川に流す工事を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） この入札の公告による入札参加条件と参加可能業者数について教えてください。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 入札についてであります。本工事の入札は、事後審査型条件付一般競争入札で行われました。入札参加形態につきましては、構成員数を2者とする

特定建設工事共同企業体の参加によるものでございまして、参加資格は代表構成員といたしまして、栃木市内に本店または支店の営業所、栃木県内に本店を有する総合点数が800点以上、その他の構成員は総合点数が700点以上の入札参加有資格者となっております。入札には、2つの共同企業体より入札参加申込みがありました。これを事前審査を受けまして、共に入札参加を認められたというところでございます。

結果といたしまして、有効とされた入札は1つの共同企業体となったところでありますが、入札に関する手続は適正に行われたことでありますから、入札結果は有効なものであると理解できます。予定価格は、税抜きで3億9,093万円に対しまして、落札者であります藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体の応札額は3億7,529万円でした。落札率は、先ほど申し上げましたとおり96%でして、これは予定価格の範囲内の落札でありまして、特に問題ないのではないかと考えているところでございます。

また、結果的に1つの共同企業体の参加となりましたが、これは入札参加資格について厳密に審査した、その結果でありまして、入札の公平性、公正性、透明性が確保された結果であることから、評価されるものであるのではないかと考えます。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 800点以上と、その他が700点以上ということなのですが、この入札に参加できる業者数はわかりますか。資格を持っている数は。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） お答え申し上げます。

本工事につきましては、入札公告に定めました資格要件に該当する業者が36者ありまして、その中から特定建設工事共同企業体を最大で8つの企業体結成ができると見込んでおったところでございます。先ほど申し上げましたとおり、結果といたしまして、そのうちの1者が無効となったことから、1企業体の参加となってしまったところでありますが、競争入札の結果ということでございますので、入札執行につきましては特に問題ないと考えております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 失格になった事業者名というのは公表できますか。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） お答え申し上げます。

すみません。そちらにつきましては、契約検査課で扱っているもので、その確認は取ってございませんので、確認してまたご報告させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○副委員長（市村 隆君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 失格になった理由というのは、これは単独で登録してしまったということが理由なのでしょうか。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 本工事は、特定建設工事共同企業体での施工条件といたしているところでありまして、特定建設工事共同企業体（JV）での入札の場合は、入札を行う前に入札参加資格審査を受ける必要性がありまして、2者の特定建設工事共同企業体から資格審査の申請があったと伺っております。また、この後審査を行った結果、2者とも条件を満たしておりますので、工事への入札参加を認めることとしました。入札に当たっては、入札参加を認められた特定建設工事共同企業体が入札すべきであったところ、その構成員である1企業による入札であったことから、入札参加資格がない者からの入札として無効となったという経過でございます。以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 監視制御設備というのをちょっと細かく説明していただきたい。というのは、災害時に全自動なのだろうけれども、何かあったときに遠隔操作ができる設備なのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○副委員長（市村 隆君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） ポンプと本川の永野川の随時水位を確認しておりまして、水位が上昇しますと自動的にそのポンプが稼働するような設備を今計画しているところでございます。なお、こちらは遠隔操作で、インターネット回線を利用して遠隔で操作することもできますし、自動でスイッチのオンオフをするようにしてあります。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 実を言うと100%の回答をいただいてほっとしたというのが本音なのですが、やはりこれからのこういう設備は、災害のときには遠隔操作ができないと、トラブルになったときに、あくまでも自動、自動といいながら、その自動が本当に絶対間違いないかというときに、遠隔操作が必要なのかなと。大変いい回答をいただきましたので、分かりました。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第106号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第3、議案第107号 財産の取得について（平井川第2調節池整備事業用地）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 引き続きよろしくお願ひいたします。ただいま上程いただきました議案第107号 財産の取得につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は48ページ、議案説明書は86ページから88ページでございます。

まず初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが、86ページをお開きください。議案第107号 財産の取得についてであります。提案理由であります、平井川第2調節池整備事業用地といたしまして、栃木市平井町地内の土地を栃木県知事、福田富一より取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、87ページの不動産の調書といたしまして、所在地、栃木市平井町字長町、地目は田、筆数は5筆、地積は1万2,457平方メートルでございます。

次に、88ページが位置図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、48ページをお開きください。財産の取得についてであります、次により、財産の取得をすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

1、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は田、面積は1万2,457平方メートル、所在は栃木市平井町字長町1020番ほか4筆であります。契約の方法につきましては、随意契約による買入れであります。取得予定価格につきましては、7,140万円であります。取得の相手方につきましては、栃木県知事、福田富一であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第4、議案第123号 指定管理者の指定について（栃木市総合運動公園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまご上程いただきました議案第123号 指定管理者の指定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明させていただきます。議案書は64ページ、議案説明書は104ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、104ページをお開きください。提案理由であります、栃木市総合運動公園の指定管理者に株式会社メディカルフィットネスとちの木を指定することに議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、64ページをお開きください。指定管理者の指定についてであります、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市総合運動公園でありま

す。2、指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市野中町553番地、名称、株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表者、代表取締役、早乙女勇であります。3、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。まず、何度目の応募で、これまでの管理者が何度目の応募といたしますか、これまでの指定管理を受けてきたことについてお伺いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回で3回目となります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） となりますと、今度は公募ということになりますか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今回は10年経過しておりますので、公募という形でやっております。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それでは、結果的に価格は幾らぐらいとなっておりますか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 5年間の指定管理料といたしまして、10億9,147万1,185円となっております。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 約11億円ということよく分かりました。

それで、そういうことの中で、資料を読ませていただいたのですけれども、非常によくできているというか、詳細な情報が出ている情報だと感じました。それで、分析なんかもされていますけれども、ここからです。指定管理者の方とは年に何度かそういった情報交換のようなものをなさっているのでしょうか。しているとすれば、何度ぐらい、どんなふうな形でやっているのかお聞きをします。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 指定管理者との打合せ等につきましては、最低でも月1度、報告を受けるような形でやっております。そのほかは随時問題等があった場合、あるいは向こうからの協議ですね、そういった場合に行っております。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。そうしますと、綿密な運営の様子についてはよく把握をしているというふうな考えでよろしいわけですか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） その辺につきましては、随時やっておりますので、ちゃんとできていると思っております。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それで、今回新たなニューパークというイメージというか、ミッションというのでしょうか、何と言ったらいいのでしょうか、そういった大項目を挙げてきまして、3つを主体に、健康拠点として、あるいは居場所として、そしてあとは交流の場というふうな、まるで市がやるような形のものを、スポーツの拠点としてそういったものを提案をしてきていると。そういった計画自体は、これまでのやり取りの中で、そういった示唆というのですか、提案側というか、受託者のほうが独自でそういったものを出してきたのか、あるいは意見交換の中で、市にはこんな課題がありますよ、スポーツとして何かできることがありますかねみたいなのは意見交換の中で出てきたこともあるのでしょうか、お尋ねをします。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） その辺につきましては、基本的には受託者でありますとの木のほうで考えたものでございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それで、この提案についてというか、非常に高く評価をしているというか、今行政というか社会で問題になっている健康拠点であるとか、あるいは先ほど申しあげました3つのミッションのような形、居場所の拠点にする、交流の拠点ということで、市が行う行政課題を指定管理者のほうが行って行くというので、まさしく新しい形が非常に色濃く出てきたなという感じを受けたのです。

それで、質問します。中に提案として、マル新と書いた新しい事業だと思えるのですけれども、例えばダジャレ祭、ダジャレ祭りと言音するのかダジャレ祭といいますか、そういったものも提案してありますけれども、これはどんなものか分かりますか。非常に細かい質問になるのですけれども、もし把握していなければ、それはそれで大丈夫ですけれども。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 誠に申し訳ございませんが、細かいおのおの内容までは今現在で把握しておりません。すみません。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） あとは見てみますと、飛行機飛ばしとか、非常にそういった、なかなか行政

の発想では湧かないものを民間が代わりにそういうことを行う。それが非常に肝というか、これからの時代に非常に大事なところだと思うのです。ですから、10億円のお金を払うけれども、年間2億円ということになると思いますけれども、その2億円でもって市が解決していかなくてはならない居場所とか、あるいは交流とか、あるいは健康拠点といったものをむしろ進んで使っていくとか、だからチェックするのも重要だけれども、うまく進めてもらう。ますます前進をしてもらうとか、そういった姿勢で意見交換なんかもやっていくと、非常にこれからの新しい形というか、そういうのが何か感じられるような気がするのですけれども、その点についてちょっとお考えをお聞きしたいと思うのですが。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） 今、委員のほうでおっしゃったようなとおりで、随分社会のニーズ等も変わってきております。そういった中で受託者のほうでいろいろなことを考えて、またそれを実行していただければ、よりよい施設となっていくと思っておりますので、提案されたものについては私どものほうもどんどんやっていただけるようお願いしてまいります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そういう意味で、新しい時代を担っているとか、そういったことを進めていくのだというほうが、民間も受託者のほうも意識を持って、ある意味考えれば安いものだというふうに、高いやつと言ってはあれですけども、十分にそれを担ってもらうという意味で、大いに前進をさせてもらうように受託者のほうにも、そういった、頑張れと言いながらチェックをすると、こういうことでお願いをしたいと思えます。

一応答弁を聞いて終わりにします。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） そうですね。これからも受託者のほうといろいろ協議をしながら、よりよい施設運営をしていただくように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第5、議案第124号 指定管理者の指定について（栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第124号 指定管理者の指定についてをご説明いたします。議案書は65、66ページ、議案説明書は105ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明申し上げます。議案説明書105ページを御覧ください。提案理由でございますが、川原田市営住宅ほか16団地、川原田特定公共賃貸住宅及び平柳特定公共賃貸住宅の指定管理者に一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センターを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書65ページを御覧ください。指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、川原田市営住宅、川原田東市営住宅、城内南市営住宅、城内南第2市営住宅、本町市営住宅、平井市営住宅、城内市営住宅、神田市営住宅、川原田西市営住宅、藪部市営住宅、大宮市営住宅、平柳市営住宅、藤岡仲町市営住宅、66ページに移りまして、藤岡南山市営住宅、藤岡荒立市営住宅、藤岡都賀市営住宅、岩舟西根南市営住宅、川原田特定公共賃貸住宅、平柳特定公共賃貸住宅であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、栃木市錦町12番7号、名称、一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センター、代表者、代表理事、村川定男であります。3の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間あります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） よろしくお願ひいたします。説明ありがとうございました。それでは、幾つかあるのですが、順を追って質問していきたいと思ひます。

まず、資料を読み込めば分かるところも大方なのですが、分かりやすくするために質問します。まず全体の指定管理料はお幾らになるか、そしてそれを5で割ればいいのですけれども、1年当たりの指定管理料は幾らになりますか。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

今回の指定管理料になります。5年間の指定管理料ですが、合計で2億492万円でございます。各年度の費用でございますが、R6年度が4,100万円、R7年度からR10年度につきましては4,098万円、おおよそ4,100万円ということでございます。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、管理というか、本当に管理ということが主体というか大部分の事業だと思うのですが、今出た年間4,000万円の算定基準についてお伺ひいたします。算定基準というか導き出された数字というか、収入から費用を引いたというふうな答えになるかと思うのですけれども、一応お伺ひをいたします。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

算定でございますが、内訳ということでよろしいでしょうか。年額4,100万円の内訳でございますが、大きくは人件費と運営費、2つの項目、こちらが主なものでございます。人件費につきましては約1,500万円ほど、維持補修費につきましては1,300万円ほど、その他委託料、賃借料等が900万円ほど、その他の運営費、こちら消耗品とか通信運搬費、租税公課費等々合わせまして約400万円ほどということで内訳になっております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。人件費と修繕費が大きな中身だということですが、それでは維持修繕費の規定について、幾ら以上とかあると思ひますが、お願ひいたしたいと思ひます。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答え申し上げます。

維持補修費につきましては、一応負担割合、それぞれの、市と指定管理者のほうで負担区分を設けておりまして、30万円以上の修繕につきましては市が負担、30万円未満の修繕につきましては指定管理者にお願ひするというように規定しております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。それでは、その30万円以下の修繕費は1,300万円ぐらいになるかと思うのですが、どんな内容に修繕されているのかということに、マクロの数字でも結構かと思いましたが、お願いをしたいと思います。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答え申し上げます。

指定管理者の30万円未満の修繕ということで、令和4年度の実績で申しますと、大体件数でいうと全体で指定管理者が業者さんのほうにお願いしたのが大体280件ほどございます。これが大体1,250万円ほどありまして、そちらの中身的には、トイレ水回りの補修とか、電気スイッチの不具合とか、緊急的な修繕を要する比較的軽微なものについて指定管理者のほうでお願いしたということになっております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 大分よく分かります。そうしますと、今回これから議会でも上がってきますけれども、昨今の物価上昇とかは、きちんと反映されているのかどうかというのは、どの質問でも出てくるかと思いますが、そのことについてお尋ねをします。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

当然修繕ということで、各年度多少波はございます。加えまして、指定管理者のほうの修繕依頼というのが30万円未満ということで、比較的安価なといいますか、費用的には低額なものになってはおりますけれども、一応物価上昇等は多少考慮して、管理料のほうに計上させていただいております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それでは、最後に1つ、根本的な話をして締めたいと思うのですが、大本に、最初に聞けばよかったのですけれども、公営住宅が大部分ですが、特定公共賃貸住宅というのがあって、低賃金者向けと中堅所得者というような言い方をしているようですけれども、そのことについてちょっと説明をしていただければと思います。

○副委員長（市村 隆君） 田村建築住宅課長。

○建築住宅課長（田村浩一君） お答えいたします。

市営住宅と特定公共賃貸住宅の違いといいますか、大きくは市営住宅につきましては低所得者向けのということで、市営住宅の場合には、要件といたしまして、当然のごとく所得制限がございま

す。それと同居する親族が必要ということと、一番大きい入居要件に、住宅の困窮という部分がございます。一方、特定公共賃貸住宅につきましては、比較的中堅所得者向けということで、所得制限がございますけれども、中堅所得者層、大体月額でいうと50万円弱ぐらいまでということで所得制限がございます。同居する親族が必要ということで、市営住宅と一番大きな違いというのが、住宅に困窮する理由が特に特定公共賃貸住宅のほうには必要ないということで、その辺が大きく違うところがございます。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、所得によってというか、住宅の質がいいということにもなるのだろうと思うのですが、その2本立てで、主に低賃金の市営住宅という分野が多くて、片方は2棟でしたか。分かりました。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○副委員長（市村 隆君） ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時57分)

○副委員長（市村 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎発言の申出

- 副委員長（市村 隆君） ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。
後藤道路河川整備課治水対策室長。
- 道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 先ほどご承認いただきました議案第106号 工事請負契約の締結についてでございますが、大谷委員より質問がありました無効となった業者についての業者名でございますが、三水プラント株式会社でございます。
以上でございます。
- 副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。お聞き取りのとおりでありますので、よろしくお願いたします。

◎議案第89号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

- 副委員長（市村 隆君） 続きまして、日程第6、議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。
当局から説明を求めます。
なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。
増山道路河川整備課長。
- 道路河川整備課長（増山輝之君） 引き続きよろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第89号 令和5年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。
初めに、歳出から説明いたしますので、補正予算書の82、83ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について説明いたします。補正額は20万6,000円の減額であり、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職に変更が生じたことによる差額分及び給与改定に伴う変動分等を精査し、補正するものであります。
次の会計年度任用職員人件費（建築住宅課）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。以下、職員人件費及び各課において計上しております会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。
次のページをお開きください。8款2項2目道路維持費について説明します。補正額は183万円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。市道維持管理費につきましては、野中町地内の市道2044号線において、道路構造物が民地側に入っていることが判明し、越境している部分の用地を買収する必要が生じたことから、公有財産購入費を増額するものであります。
次のページをお開きください。8款3項2目河川改良費について説明いたします。補正額は

1,180万円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。雨水・浸水対策事業費につきましては、調節池の詳細設計を発注するに当たり、現地踏査をした結果、接続する水路の改修も併せて行う必要が生じたことから、水路の詳細設計を実施するため、委託料を増額するものであります。

次のページをお開きください。8款4項4目公園費について説明します。補正額は578万8,000円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。2つ目の会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、会計年度任用職員の任用に伴う共済費を精査し、補正するものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、硬式野球場等のグラウンド整備を行うためのトラクターが故障し、修理も不可能であることから、新たに購入するため、備品購入費を増額するものであります。

ページ飛びまして、104、105ページをお開きください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費について説明します。補正額は1,178万7,000円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。道路橋りょう災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）につきましては、県に工事を委託している大平町蔵井地内の市道21118号線、諏訪橋の架け替え工事におきまして、物価高騰や人件費の上昇により、工事計画の変更を行ったため、負担金を増額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、40、41ページをお開き願います。15款2項4目1節道路橋りょう費補助金について説明いたします。防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業費補助金及び踏切道改良計画事業補助金につきましては、同交付金、補助金の交付決定額に合わせまして増額または減額をするものであります。

続きまして、債務負担行為補正についてを説明いたしますので、ページ戻りまして、10ページをお開きください。ページ中ほどの令和5年度道路賠償責任保険につきましては、市の管理する道路において発生した管理瑕疵に対する損害賠償金の支払いに係る保険に加入するに当たり、期間を令和4年4月1日から発行させる契約を前年度中に締結する必要があるため、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和5年度シェアサイクル運営業務システム等使用につきましては、令和5年7月から運用を開始したシェアサイクル事業の運営業務システム等を令和6年度も継続して使用するに当たり、契約を前年度中に締結する必要があるため、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和5年度栃木市総合運動公園管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、栃木市総合運動公園の管理運営について指定管理者に委託するものであり、限度額は12億3,536万6,000円で、令和6年度から令和10年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和5年度つがの里複合機賃借につきましては、ふるさとセンターに設置している複合機を令和6年度も継続して使用するに当たり、契約を前年度中に締結する必要があるため、令和6年度

を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和5年度栃木市総合運動公園陸上競技場第2種公認検定品賃借につきましては、陸上競技場で使用している第2種公認検定品を令和6年度も継続して使用するに当たり、契約を前年度中に締結する必要があるため、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

次の令和5年度市営住宅及び特定公共賃貸住宅管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、市営住宅等の管理運営について指定管理者に委託するものであり、限度額は2億492万円で、令和6年度から令和10年度を期間とした債務負担行為を追加するものであります。

以上で一般会計補正予算（所管関係部分）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 104ページと105ページに災害復旧費があります。そのことについて質問をいたします。

1,178万7,000円の補正がしてありますけれども、先ほど説明があって、県のほうで工事をしていると。そのほかに計画の変更等があったとありますが、当初予算のときに、やはり1,000万円の予算立てをして、そのときは国庫支出金と一般財源というふうになっていまして、一般財源のほうで999万円ということで、片方に1,000円だけ、項目保存みたいな話も伺ったのですけれども、そのときは国のほうでやってくれたと。今回は自主財源で起債をしてやるということになっていっていますが、このことについて少し説明をいただきたいと思えます。

○副委員長（市村 隆君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） お答えします。

今回の災害復旧費の負担金につきましては、令和元年債の諏訪橋、永野川に架かっています諏訪橋が落橋したことよっての災害復旧という形になっております。当初災害査定といまして、国のほうの災害復旧費の補助をいただきながら整備をする予定でいたところですが、その部分につきまして県のほうで永野川の改良復旧、堤防の高さを上げる改良復旧工事を併せて行うということで、当該の諏訪橋につきましては、前回災害で落ちた部分については、右岸側の半分が落橋していましたが、堤防を上げることによって全橋を、全部を架け替えるという形になりました。当時県との協

議の中で、災害復旧費、国からいただく補助金を活用して架け替えるということになっておりまして、その部分につきましては負担金として一度県のほうにお支払いをしてあります。今回の負担金につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、物価の高騰と人件費の高騰により、設計単価が上昇したことによる負担金の増という形になっておりますので、今回の部分について、その負担金については災害査定の中で補助金額が決定されておりますので、追加の部分については市の単独費という形で負担金を計上しているところであります。

○副委員長（市村 隆君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、起債が1,170万円です。この一般財源のところは87万円というか、へんてこなというか、なっているのですけれども、これはどういうふうな、はしょったということなのでしょう。

○副委員長（市村 隆君） 阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） お答えします。

起債につきましては、公共事業等債を適用しておりますので、90%の起債ということで借入れをしまして、残りの10%の部分について単独費という形になっております。

〔「了解、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 89ページの栃木総合運動公園管理費の中のスポーツトラクター、この購入という、何か説明の中で部品もない、何もないと、何年ぐらい使ったものなのですか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） お答えいたします。

当トラクターにつきましては、平成17年に購入したものでありまして、18年ほどですか、経過したものでございます。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） そのくらい使うとほとんど部品がないということで、修理不可能ということですか。

○副委員長（市村 隆君） 瀬下公園緑地課長。

○公園緑地課長（瀬下敏行君） そのとおりでございます。

○副委員長（市村 隆君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（市村 隆君） 次に、日程第7、議案第94号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） よろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第94号 令和5年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

初めに、補正予算書の203ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則で、令和5年度栃木市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによるものとするものです。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、下の表を御覧ください。藤岡浄水場新設井さく井工事として、令和6年度に1億2,111万円の債務負担行為を設定するものであります。内容につきましては、来年度、令和6年度に新設井さく井工事を迅速かつ円滑に進めるため、本年度中に入札事務等を行う必要がありますので、令和6年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

続きまして、補正予算に関する説明書の207ページをお開きください。債務負担行為に関する調書であります、これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○副委員長（市村 隆君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは急に壊れたやつという物件ですか。

○副委員長（市村 隆君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） これにつきましては、急に壊れた状態であります。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） こういう物件というのは、定期的にメンテナンスとか検査というのはしているのですか。

○副委員長（市村 隆君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） 今ご指摘のように、メンテナンスとかをやっているわけでありまして。これにつきましても、実際的にこの場所につきまして砂が上に上がってきてまして、砂のほうが上がってきておりまして、その中で、中に入っているケーシングの関係で砂が入ってきて、水をくみ上げることによって砂がどんどん上がってきますので、その影響で水位を確保できない状態になってきておりますので、今回上げさせていただいたものであります。

以上です。

○副委員長（市村 隆君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 急に壊れるというか、私が言いたいのは、計画的に取り替えていくというか、急に壊れたということになると、いろいろ水の循環とか何かに障害が起きる可能性があるのでは、その辺はメンテナンスして、これは駄目ですよとか、そろそろ駄目ですよというか、そういう計画書というのはいただくというのはないのですか。

○副委員長（市村 隆君） 川又水道建設課長。

○水道建設課長（川又俊行君） ご指摘のように、計画的にやっていくわけですが、水の関係で、地下の200メートルぐらい下に入っておりますので、計画的にいろいろな調査とかやっておりますも把握できないところもありますので、その中で今回水中カメラとか中に入れて確認したところ、ちょっと故障とかあったものですから、今回の形でさせていただくような形になっております。

以上でございます。

○副委員長（市村 隆君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第94号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（市村 隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

◎発言の申出

○副委員長（市村 隆君） ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

阿部道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（阿部幸治君） 申し訳ありません。先ほど針谷委員のほうから起債の関係で質問いただいたところなのですが、私、起債、公共事業等債ということで90%という話をさせていただいたところなのですが、申し訳ありません。災害復旧債で100%の起債というふうに訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

◎閉会の宣告

○副委員長（市村 隆君） 以上をもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時33分）